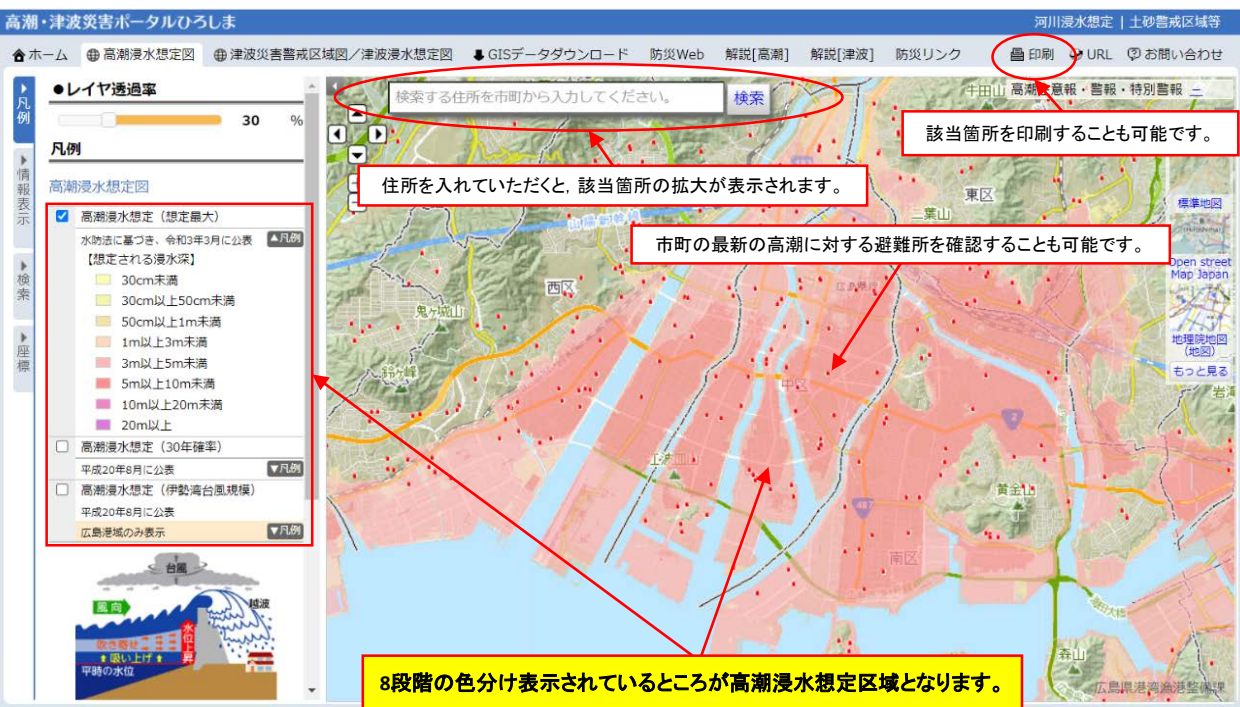


高潮浸水想定区域について(不動産取引業者の方へ)

○広島県では、**想定し得る最大規模の高潮による高潮浸水想定区域図**を令和3年8月19日に公表しております。

○宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第16条の4の3の3の2に、水防法に基づく高潮浸水想定区域に指定し、関係市町が高潮ハザードマップを作成・周知された場合、**その旨を取引の相手方等に重要事項として説明することが義務となっておりますが**、広島県では、**高潮浸水想定区域の指定をしていないため、市町において水防法に基づく高潮ハザードマップの作成・周知はございませんが、高潮に対する浸水リスクを知っていただくためにも、説明への御協力よろしくお願い致します。**

○なお、指定する場合は事前にホームページ等で周知を行う予定としております。



広島県での高潮による取組について(ソフト)

①**広島県独自モデル(30年確率波浪規模、伊勢湾台風規模)による高潮浸水想定区域図の公表(平成20年8月)**

⇒5段階の色分けにて浸水リスクを表示



②**想定最大規模の高潮の影響による高潮浸水想定区域図の公表(令和3年8月)**

⇒8段階の色分けにて浸水リスクを表示

※想定し得る最大規模の高潮シミュレーション(中心気圧910hPa、台風半径75km、移動速度73km/h、浸水エリア・浸水深さが大きい台風コース)を実施し、浸水域・浸水深を公表しています。

ご不明な点等ございましたら下記連絡先までご連絡ください。
広島県土木建築局港湾漁港整備課
082-228-0976

高潮浸水想定区域について(不動産取引業者の方へ)

○広島県では、想定し得る最大規模の高潮による高潮浸水想定区域図を令和3年8月19日に公表しております。

○宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第16条の4の3の3の2に、水防法に基づく高潮浸水想定区域に指定し、関係市町が高潮ハザードマップを作成・周知された場合、その旨を取引の相手方等に重要事項として説明することが義務となっておりますが、広島県では、高潮浸水想定区域の指定をしていないため、市町において水防法に基づく高潮ハザードマップの作成・周知はございませんが、高潮に対する浸水リスクを知っていただくためにも、説明への御協力よろしくお願い致します。

○なお、指定する場合は事前にホームページ等で周知を行う予定としております。

想定台風等	公表	水防法に基づく	重要事項説明
30年確率波浪	平成20年8月	×	×
伊勢湾台風(規模)+ルース台風(経路)	平成20年8月	×	×
想定最大規模の台風	令和3年8月	○	× ※高潮浸水想定区域を指定した場合⇒○

ご不明な点等ございましたら下記連絡先までご連絡ください。
広島県土木建築局港湾漁港整備課
082-228-0976